

課 審 4 - 3

課 個 2 - 6

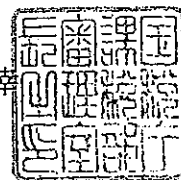
平成 23 年 2 月 21 日

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長 辺 見 聡 殿

国税庁課税部審理室長

飯 島 信 幸



非血縁者間末梢血幹細胞移植のあっせんに係る財団法人骨髄移植
推進財団に支払われる患者負担金の医療費控除の取扱いについて
(平成 23 年 2 月 14 日付健臓発 0214 第 1 号照会に対する回答)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで
差し支えありません。

ただし、次のことを申し添えます。

- (1) この文書回答は、ご照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答ですので、
個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と
異なる課税関係が生ずることがあります。
- (2) この回答内容は国税庁としての見解であり、個々の納税者の申告内容等を拘束
するものではありません。